

NEC
眞空管友の會規約

新日本電気株式会社

NEC 真空管友の會規約

第一條 本會は新日本電氣株式會社（以下會社と云う）とNEC真空管を取扱う小賣販賣業者

との相互の福祉を増進し共存共榮の實を擧げる事を目的とする

第二條 本會の名稱をNEC真空管友の會と呼稱する

第三條 本部及支部

本會の本部を左記の處に置きその支部は別に定める處に置く

關東本部 東京都港区芝三田四國町二番地 新日本電氣株式會社東京販賣所内

關西本部 大阪市北區梅田二番地 第一生命ビル六階 新日本電氣株式會社大阪販賣所内

第四條 入會手續

本會に入會せんとする者はNEC真空管友の會入會申込書（以下申込書と云う）に必

要事項を記入捺印の上推薦特約店を経て其の所屬する本部に申込むものとする

會社が申込書を受理したる時はNEC真空管友の會の會員名簿に登録し其の登録番號を會員及び推薦特約店に通知すると共に會員章並に看板を送付する

第五條 會員の特典

(一) 優待券の贈呈

(イ) 會社より會員に對し左記によりNEC真空管友の會々員優待券（以下優待券と云う）を贈呈する

(ロ) 優待券はNEC真空管一〇本に一枚の割合で交付する

其の有効期間は上期（一月～六月）下期（七月～十二月）の二期に區分する

(ハ) 會員は優待券を毎月末その月分を取纏め必要事項を記入捺印の上所屬本部に送付するものとする

(二) 會社は送付された優待券につき上期分を七月、下期分を翌年一月取纏め集計し

優待券二枚に付き五十圓也の割で計算の上直接會員宛現金を送付する

(二) 印刷物及宣傳印刷物の配布

會員に對し會誌「NECだより」並に各種宣傳用印刷物等を會社より送付進呈する

(三) 表彰

優待券の送付枚數を斟酌し優良小賣店を表彰する

その表彰方法は左記の通りとし被表彰者にはバッヂを贈呈し其の氏名を「NECだより」誌上に掲載する

(イ) 感謝狀並に記念品の贈呈

感謝狀並に記念品は上期下期の二期を通算し全會員中より會社に送付された優待券の合計枚數を斟酌して贈呈する

(ロ) 招待

販賣成績特に優秀なる店に對しては工場御視察其他の招待を行う

第六條 會員の資格喪失

上期下期の二期を通じ優待券が全然會社に返送されない會員に對しては會社はその推薦特約店と協議の上會員の資格を取消す事が出来る

以上